

# 平時の電力データ活用

2021年3月17日

資源エネルギー庁

# 本日御議論いただきたい事項

- 本日は、「中間取りまとめ」において盛り込まれた事項のうち、以下の事項について、御議論いただきたい。

## 強靱な電力ネットワークの形成

地域間連系線等の増強促進

託送料金改革

## 1. 強靱な電力ネットワークの形成

- (1) 地域間連系線等の増強促進
- (2) 託送料金制度改革（レベニューキャップ制度）

## 電力システムの分散化と電源投資

分散型グリッド環境整備

分散型電源のための制度

電力データ活用

電源投資の確保

## 2. 電力システムの分散化と電源投資

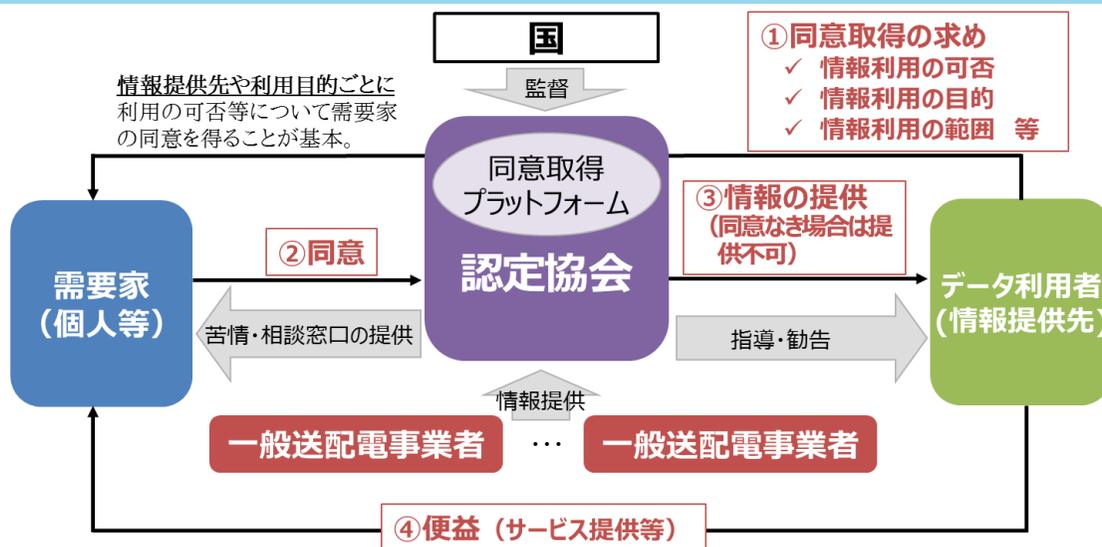
- (1) 配電事業制度
- (2) 指定区域供給制度
- (3) アグリゲーター
- (4) 電気計量制度の合理化
- (5) 平時の電力データ活用
- (6) 電源投資の確保

# 平時の電力データ活用について

- 本日は認定電気使用者情報利用者等協会（以下「認定協会」という。）に係る費用の取扱いやスケジュール等について、御議論いただきたい。

# データ活用に係る費用の取扱いについて

- 認定協会は、改正電気事業法第37条の4に基づき国から認定を受ける組織であり、以下の図のとおり需要家本人から同意を得た電力データのみをデータ利用者へ提供することで、社会課題の解決や新たな価値の創造が期待されている。
- また、認定協会については、全ての需要家が電力データ提供に係る恩恵を受けることが可能な仕組みになる見込みであり、データの提供先は、電気事業者、他産業事業者、自治体等様々な提供先になり得るが、この認定協会のシステム開発費や運営費用等については、**情報提供先（受益者）が負担することが望ましい**と考えられるため、**情報提供先から得られるデータ利用料等をその運営費等の原資とすることが適当**ではないか。
- なお、認定協会へ一般送配電事業者がデータ提供を行う行為は、第19回電力・ガス基本政策小委員会でも確認されたとおり、送配電事業から得た副産物を利用し、その副産物の利用により損失が発生する可能性が極めて小さい場合は、一般送配電事業者の会計整理上、「電気事業」と整理される。



- 今後、電力データ活用に係る制度運用の検討を進めるに当たり、一般送配電事業者の収益・費用の取扱いが重要な論点の一つと考えられる。
- この点について、**災害対応のための自治体等へのデータ提供**については、電気事業として実施し、その目的に照らし**無償**とすることが適当と考えられるのではないか。
- また、社会的課題解決等のためのデータ提供に係る費用や収益については、データの適切な利用を確保するためのデータ提供者（一般送配電事業者や中立的な組織）へのインセンティブに配慮しつつ、
  - ① **受益者負担（情報提供先の負担）を原則**とする、
  - ② **電気事業として実施するデータ提供により得られる収益（控除収益）が、要した費用を上回る分については、託送料金を通じて広く需要家に還元**する、ことを基本として、今後、データ活用ニーズや、これに応じるために必要な費用を見極めた上で、詳細な検討を進めることとしてはどうか。

# (参考) 一般送配電事業者の収益・費用の取扱い②

第19回 電力・ガス基本政策小委員会  
(2019.6.26) 資料を一部加工

## <現行の整理②>

- 一般送配電事業者の会計整理について 一般送配電事業、送電事業及び発電事業（これらの事業に係る業務を以下「送配電等関連業務」とする。）は「電気事業」、電気事業者が営む電気事業以外は「附帯事業」と整理される。なお、送配電事業から得た副産物を利用する場合は「電気事業」と整理される。
- 一般送配電事業者の託送収支上の整理について 会計上の「電気事業」と整理される事業の収支は「託送収支内」、「附帯事業」として整理される事業の収支は「託送収支外」と整理される。
  1. 料金請求事務のための小売への電気使用量情報の提供は、送配電等関連業務に係るものであり、会計上「電気事業」、託送収支上「託送収支内」。
  2. 送配電等関連業務と無関係のコンサルティング業務は、副産物も利用せず、会計上「附帯事業」、託送収支上「託送収支外」。
  3. 電柱広告事業は、送配電等関連業務ではないが、副産物を利用することから、会計上「電気事業」、託送収支上「託送収支内」。

|   | 業務等                  | 送配電等<br>関連業務か否か<br>(○：該当する) | 副産物を<br>利用するか否か | 一定の損失の<br>可能性：リスク性<br>(○：リスクなし) | 電気事業<br>／附帯事業 | 託送収支内／外 |
|---|----------------------|-----------------------------|-----------------|---------------------------------|---------------|---------|
| A | 小売への情報提供<br>(料金請求事務) | ○                           | →               | →                               | 電気事業          | → 託送収支内 |
| B | B-1<br>コンサルティング業務    | ×                           | →               | ×                               | →             | → 託送収支外 |
|   | B-2<br>電柱広告業務*       | ×                           | →               | ○<br>(極めて小さい)                   | →             | → 託送収支内 |

\* 電柱に他社広告を掲載することで対価を得る事業

注) 上記はあくまで大枠の整理であり、更なる詳細整理については、各種規定等に基づいて行い、また、個別の事情に応じて整理する。

# 認定協会のデータ提供に係るスケジュール等について

- 速やかにデータ提供が実施できるよう、認定協会については、改正電気事業法が施行される**2022年4月に認定を行うことを目指してはどうか**。また、利用者ニーズを踏まえた仕組み及びシステムを構築する観点から、**設立に関わる意思のある電力データ利用者等を募り、個人情報保護や消費者保護、データ解析、セキュリティ等の専門家等の意見も聴きつつ、検討を進めていくこととしてはどうか**。
- また、可能な限り速やかなデータ提供が期待されるものの、認定協会のデータ提供に係るシステム構築に当たっては利用者ニーズをしっかりと踏まえることが重要であることに加え、各一般送配電事業者の現行のシステムは、個社毎にその内容が異なる。このため、利用者ニーズや各一般送配電事業者の個別の事情を踏まえつつ、**2023年度より順次、システムを用いたデータ提供の実施を行うこととしてはどうか**。
- その稼働までの間においては、可能な範囲でデータ提供を行うこととしてはどうか。

## 【スケジュールイメージ】

